

前払式支払手段の名称	LuLuCa電子マネー
発行者の商号	しずてつジャストライン株式会社
支払可能金額	チャージ（入金）の上限額は50,000円
有効期間又は期限	最後の利用から10年間利用がない場合は失効します。
ご相談窓口	所在地：〒420-8510 静岡県静岡市葵区鷹匠1丁目1番1号 連絡先：静岡鉄道株式会社 しずてつカード事務局 054-254-4118
利用場所又は施設	当社が指定するLuLuCa加盟店 詳しくは下記ページよりご確認ください。 https://www.shizutetsu-luluca.com/electronicmoney/
利用上の注意	<u>LuLuCa電子マネー取扱規則</u> <u>ICカード乗車券取扱規則</u> をご覧ください。
未使用残高の確認方法	当社が定めた窓口及び機器等でご確認いただけます。
約款等	<u>LuLuCa電子マネー取扱規則</u> <u>ICカード乗車券取扱規則</u>
利用者資金の保全方法	前払式支払手段の保有者を保護するための制度として「資金決済に関する法律」の規定に基づき、毎年3月31日及び9月30日現在の前払式支払手段の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託することにより、資金保全することが義務付けられています。 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができません。 当社の利用者資金の保全内容は以下の通りです。 保全方法：金銭による供託 供託先：静岡地方法務局

<p>利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・紛失あるいは盗難にあったL u L u C a乗車券の使用停止措置手続き日および翌日に生じた損害額については、当社はその責めを負いません。（※ICカード乗車券取扱規則第21条に記載）・LuLuCa電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益または損害については、当社はその責任を負わないものとします。（※LuLuCa電子マネー規則第6条・第8条に記載）・詳しくは、関連する契約内容をご確認ください。 ICカード乗車券取扱規則 LuLuCa電子マネー規則
--	--